

別表（第3条関係）

事業の名称	事業の内容	助成の要件	助成の内容	補助率	補助限度額
街角トワイライト整備事業	防犯上の不安が大きい箇所について、路上及び私有地双方の安全性を高めるため、地域住民の維持管理による防犯を目的とした照明（以下「防犯灯」という。）を付近の私有地内に設置する事業。ただし、設置する場所について市長が特に認める場合は、この限りでない。	<p>1 次の各号のいずれにも該当する防犯灯であること。ただし、岐阜市中小企業振興補助金交付要綱（昭和53年4月1日決裁）に該当するものを除く。</p> <p>(1) 自動点滅器付きの常夜灯であること。</p> <p>(2) 器具は、LED（発光ダイオード）ランプを光源とし、周辺環境等への配慮が行われていること。</p> <p>(3) 防犯灯の設置について、設置箇所の近隣住民の同意を得た上で、助成の申請時においてその区域の自治会長の同意書が添付されていること。</p> <p>2 助成を受けた防犯灯については、次に掲げる事項が遵守され、適正な管理が行われること。</p> <p>(1) 設置された防犯灯に起因する紛争等は、設置者の責任において解決すること。</p> <p>(2) 防犯灯には、外部から確認しやすい場所に市が指定した標章を掲げ、営利目的の附属物は、取り付けないこと。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしていること。</p> <p>4 過去にこの要綱による助成を受けて設置した防犯灯に替えて新たに防犯灯を設置しようとする場合は、当該助成を受けた日後10年を経過していること。ただし、LEDランプ以外の防犯灯をLEDランプに替える場合は、当該助成を受けた日後8年を経過し</p>	防犯灯設置費（過去にこの要綱による助成を受けて設置したLEDランプ以外の防犯灯をLEDランプに替える場合は、既存の防犯灯の撤去費を含む。）についての補助金の交付	事業費の10/10以内。ただし、この要綱による助成以外の助成、補助、保険金等を受ける場合は、その額を除いた額を補助対象事業費とする。	ポール式の防犯灯を設置する場合には1灯につき100,000円、電柱等に防犯灯を設置する場合には1灯につき80,000円

		ていること。			
防犯カメラ設置事業	地域の安全確保に資するため、現に犯罪が多発し、かつ、今後その可能性が高い等の理由により、犯罪を抑止するため監視活動を必要とする地域において、自治会、商店街振興組合、商店街発展会等の市民団体（以下「市民団体」という。）が防犯を目的としたビデオカメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置する事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、市民団体の代表者であること。 2 防犯カメラについては、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（平成20年3月27日決裁）に適合したものであること。 3 過去にこの要綱による助成を受けて設置した防犯カメラに替えて新たに防犯カメラを設置しようとする場合は、当該助成を受けた日後10年を経過していること。 	防犯カメラ設置費についての補助金の交付	事業費の1/2以内。ただし、この要綱による助成以外の助成その他の給付を受ける場合は、その額を除いた額を補助対象事業費とする。	防犯カメラ1台につき250,000円。ただし、1団体当たり1,500,000円を上限とする。
地域安全運動実施事業	身近な場所で多発する犯罪及び事故に危機意識を持ち、市内の団体が取り組む安全に関する運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、市内の団体の代表者であること。 	申請された物品の給付又は貸与		地域住民の安全意識高揚のために開催する講演、研修会等で配布する啓発物品にあつては当該講演、研修会等の参加見込み人数分をその上限として1点当たり500円以内、それ以外の物品にあつては1点の価額が20,000円未

					満かつ合計 価 額 が 200,000 円以 内。ただ し、過去に この要綱に よる本事業 に係る物品 の給付を受 けている団 体にあつて は、合計価 額が 100,000 円以内とす る。
ヒヤリハ ット・バ リアフリ ー対策事 業	地域の人々が、防犯及び交通安 全上の危険箇所及びヒヤット し、又はハットした箇所並びに バリアフリー化をすべき箇所 (以下「危険箇所等」という。) を洗い出し、そのデータを地図 上に表すとともに、危険箇所等 の改善につなげる等地域安全及 びバリアフリー化を推進する事 業	<p>1 助成対象団体は、次の各号のいずれにも 該当する団体で、市長が適当と認めるもの とする。</p> <p>(1) 安全な地域づくりを行うことを目的と して組織され、規約等を定めて活動を行 う団体で、その活動対象区域を一自治会 連合会の区域とするものであること。</p> <p>(2) 活動対象区域内のくらしの安全に係る 諸団体等から選出された者により構成さ れた団体であること。</p> <p>(3) 活動対象区域内の安全を確保するた めの計画を作成しようとする団体であるこ と。</p> <p>2 助成の決定を受けた団体は、市と協議の 上、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 危険箇所等の調査及び点検の実施並び に当該危険箇所等を記した地図の作成及</p>	左に定める事業に要 する費用についての 補助金の交付	事業費の10/10以 内。ただし、この 要綱による助成以 外の助成、補助等 を受ける場合は、 その額を除いた額 を補助対象事業費 とする。	300,000円

		ひ配布 (2) 関係機関と協議の上、危険箇所等の修善箇所の選定			
青色回転灯防犯パトロール実施事業	岐阜県警察本部長の証明を得て、青色回転灯を使用し、自主的に実施する防犯パトロール	1 助成対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体であること。 (1) 岐阜県警察本部長から、青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書の発行を受けていること。 (2) 岐阜運輸支局等において、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けた車両を有していること。	左に定める車両1台につき、脱着式の青色回転灯1台並びに防犯パトロール中である旨及び団体名を記した標章2枚の給付		
暴力団排除活動実施事業	市内の暴力団事務所の周辺地域及び特別強化地域（岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第10条第1項に規定する特別強化地域をいう。以下同じ。）において、防犯カメラを設置する事業	1 申請者は、市民団体の代表者であること。 2 防犯カメラについては、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に適合したものであること。 3 過去にこの要綱による助成を受けて設置した防犯カメラに替えて新たに防犯カメラを設置しようとする場合にあっては当該助成を受けた日後10年を、過去にこの要綱による助成を受けて防犯カメラを修繕している場合にあっては当該助成を受けた日後5年を経過していること。	防犯カメラ設置費についての補助金の交付	暴力団事務所が現に存在し、その活動が懸念される周辺地域又は特別強化地域内で風俗店及び飲食店の存在比率が高く、暴力団の資金源となるみかじめ料の徴収を防止する必要性が高い地域については、事業費の10/10以内。その他の特別強化地域内については、3/4以内。ただし、この要綱による助成以外の助成、補助、保険金等を受ける場合は、その額を	防犯カメラ1台につき500,000円に当該防犯カメラを設置する場所に応じた補助率を乗じて得た額。この場合において、補助率を10/10とする場合にあっては3,000,000円を、補助率を3/4以内とする場合にあっては2,250,000円

			除いた額を補助対象事業費とする。	を上限とする。
市内の暴力団事務所の周辺地域及び特別強化地域において設置されている防犯カメラの修繕を行う事業	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は、市民団体の代表者であること。 修繕の対象となる防犯カメラについては、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に適合した防犯カメラであって、過去にこの要綱による防犯カメラの設置に係る助成を受けて設置したものであること。 過去にこの要綱により防犯カメラの設置又は修繕に係る助成を受けた防犯カメラを修繕しようとする場合は、当該助成を受けた日後5年を経過していること。 	防犯カメラ修繕費についての補助金の交付	事業費から50,000円を控除した額の1/2以内。ただし、この要綱による助成以外の助成、補助等を受ける場合は、その額を除いた額を補助対象事業費とする。	200,000円
市民団体が取り組む暴力団の排除の啓発を目的とした活動	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は、市民団体の代表者であること。 	申請された物品の給付又は貸与		1点の価額が20,000円未満かつ合計価額が200,000円以内。ただし、過去に本事業による物品の給付を受けている団体にとっては、合計価額が100,000円以内を上限とする。

備考 補助金について交付すべき額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。